

こ支虐第126号
令和7年3月28日

各
都道府県
指定都市
児童相談所設置市
児童福祉主管部（局）長 殿

こども家庭庁支援局虐待防止対策課長
（ 公 印 省 略 ）

「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について」の全部改正について

児童虐待防止対策の推進については、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証については、「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について」（平成20年3月14日付け雇児総発第0314002号）において具体的に示しているところであるが、今般、その全部を別紙のとおり改正することとしたので通知する。

については、別紙の内容を御了知の上、管内市町村及び関係機関等に周知いただくとともに、その運用に遺漏のないようお願いする。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言である。

地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について

第1 基本的な考え方

1 検証の目的

- (1) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。）第4条第5項において「国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、児童虐待の予防及び早期発見のための方策、児童虐待を受けた児童のケア並びに児童虐待を行った保護者の指導及び支援の在り方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が児童虐待の防止に果たすべき役割その他児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとする。」と規定されている。
- (2) 検証は、虐待による児童の死亡事例等について、事実の把握、発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討するために行う。
- (3) 検証に当たっては、その目的が再発防止策を検討するためのものであり、特定の組織や個人の責任の追及、関係者の処罰を目的とするものではないことを明確にすること。

2 実施主体

- (1) 実施主体は、都道府県（指定都市、児童相談所設置市を含む。以下同じ。）とする。検証の対象事例に直接関係した市町村（要保護児童対策調整機関）、児童相談所等は当該検証作業に参加・協力すること。
- (2) また、市町村（要保護児童対策調整機関）や児童相談所など、関係機関が再発防止策を検討する観点から独自に検証を行うことも重要である。この場合、都道府県が検証に参加・協力すること。

なお、市町村又は児童相談所等が独自に検証を行う場合も事実関係の確認や今後の方向性等については都道府県と連携、情報共有の上、行う必要がある。

3 検証組織

検証組織は、その客観性を担保するため、都道府県児童福祉審議会（児童福祉法（昭和22年法律第164号。）第8条第1項に規定する都道府県においては、地方社会福祉審議会。以下同じ。）の下に部会等を設置する。なお、検証組織は、地域の実情に応じて事例ごとに随時設置することも考えられるが、常設することがより望ましい。事務局は、当該事例に直接に関与した、ないし直接関与すべきであった組織以外の部局に置くものとする。

4 検証委員の構成

検証委員は外部の者（当該事例に直接関与した、ないし直接関与すべきであった組織の者以外の者）で構成することとする。また、会議の開催に当たっては、必要に応じて、教育委員会や医療機関、警察等の関係者の参加を求めることも検討する。

5 検証対象の範囲

- (1) 児童虐待による死亡事例全てを検証の対象とすることが望ましい。心中事例についても、保護者が子どもを殺害するという様態に照らせば、虐待による死亡であり、検証の対象とすること。
- (2) 死亡に至らない事例であっても検証が必要と認められる場合は、併せて検証の対象とすること。
- (3) また、地方公共団体が虐待による死亡であると断定できない事例であっても、検証することで再発防止につながる教訓が得られると考えられる場合は、併せて検証の対象とすること。
- (4) 関係機関の関与が薄い、又は、無い事例（例えば、関係機関の関与が無いまま生後まもなく死亡した事例等）は、事例に関する情報が収集できないために十分な検証が行えない可能性もあるが、再発防止のために関係機関との接触をしないまま死亡に至った経緯も含めて検証することも必要である。

6 検証に関する会議の開催

- (1) 虐待による死亡事例等が発生した場合、準備が整い次第速やかに開催することが望ましい。複数事例が近接した時期に発生している場合等においては、複数事例を合わせて検証する方法も考えられる。
- (2) 児童虐待による死亡事例等の検証という特性から、会議内容には個人を特定する情報が多数含まれ、公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがあることなどから、会議は非公開とすることができる。

7 検証方法

- (1) 事例ごとに行うこと。
- (2) 検証に係る調査等については、委員の意見を踏まえて進めるとともに審議時間を十分確保して行うこと。
- (3) 都道府県は、市町村、関係機関等に対して事例に関する情報の提供を求めるとともに、ヒアリング等を行い、情報の収集及び整理を行うこと。検証組織は、その情報を基に、関係機関ごとのヒアリング、現地調査、その他の必要な調査を実施し、事実関係を明らかにするとともに発生原因の分析等を行うこと。
- (4) 検証組織は、調査結果に基づき、職員、組織などの体制面の課題、対応・支援

の在り方など運営面の課題、地域の児童福祉の提供体制及び当該事例の家族の要因等を明らかにし、再発防止のために必要な施策の見直し等を検討すること。

- (5) 転居を繰り返し、複数の地方公共団体が関与していた事例では、事件発生時の関係機関の関与状況に限ることなく、転居前からの対応状況や転居前後での関係機関のケースの引継ぎ状況等について、当該家庭に関わる一連の過程を検証し、発生原因の分析等を行い、再発防止につなげることが重要である。このため、当該事例に関係した地方公共団体においては、相互の協力のもと検証を行うこと。

なお、複数の地方公共団体が関与していた事例には、事実関係の把握に当たり、関係地方公共団体間での資料提供が必須であり、関係地方公共団体間で事前に協議し、円滑な検証実施に向けた協力・連携に努めること。

- (6) 関係行政機関からの情報提供については、児童福祉法第8条第5項において、「都道府県児童福祉審議会（略）は、特に必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、所属職員の出席説明及び資料の提出を求めることができる。」と規定されている。

また、民間の関係機関からの情報提供については、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第27条に規定されている第三者提供の制限の適用除外に該当する。これは、同適用除外の場合として、同条第1項第3号において「公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。」と規定されているが、「児童の健全な育成の推進」には児童虐待の防止等も含まれるため、検証作業のために民間機関が個人情報を提供することは同号に該当することによる。

8 報告等

- (1) 個人が特定される情報を削除する等、プライバシー保護について十分配慮したうえで、審議の概要及び提言を含む報告書は公表するものとする。
- (2) 検証組織は、検証結果とともに、再発防止のための提言をまとめ都道府県に報告するものとする。
- (3) 都道府県は、検証組織の報告を公表するとともに、報告を踏まえた措置の内容及び当該措置の実施状況について、検証組織に報告するものとする。また、検証組織は都道府県の取組状況の報告を基に評価を行い、都道府県に報告するものとする。
- (4) 都道府県は、検証組織の報告を踏まえ、必要に応じ、関係機関に対し指導を行うとともに、市町村に対して技術的助言を行うこととする。
- (5) 都道府県においては、検証結果について、公表後速やかに国に報告するものとする。

なお、国においては、こども家庭審議会児童虐待防止対策部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会において検証作業を行っているが、児童福祉法第

8条第8項において「こども家庭審議会、社会保障審議会及び児童福祉審議会は、必要に応じ、相互に資料を提供する等常に緊密な連絡をとらなければならない。」と規定されている。

- (6) 事例によっては、こども家庭庁において速やかに情報把握等を行う観点から、地方公共団体における死亡事例等の検証に関する会議へのオブザーバーとしての出席（職員の派遣）について個別に依頼することがあるのでご協力願いたい。

第2 検証の進め方

1 事前準備

(1) 情報収集

検証の対象事例について、事務局は下記の事項に関する情報収集を行う。この場合、事務局は、必要に応じて関係機関等からヒアリングを行う。

- ・ 死亡した児童の特性や乳幼児健康診査など母子保健事業における発育・発達等の状況
- ・ 保護者の生育歴や特性、死亡した児童の妊娠期の状況、死亡時点における家族関係及び家族の歴史、経済状況等
- ・ 養育環境や死亡に至った経緯、きょうだいの状況
- ・ 児童相談所の関与状況（児童記録票の写し等）
- ・ 市町村の関与状況
- ・ その他の関係機関の関与状況 等

(2) 資料準備

ア (1)で収集した情報に基づき、事実関係を時系列及び関係機関別にまとめ、上記の内容を含む「事例の概要」を作成する。

「事例の概要」には、検証委員からの関係機関ごとのヒアリング等により明らかになった事実を随時追記していき、問題点・課題を抽出するための基礎資料とする。

イ 現行の児童相談体制に関する以下の内容を含む資料を作成する。

- ・ 各児童相談所、市町村児童福祉担当、母子保健担当等の組織図
- ・ 職種別の職員数
- ・ 相談件数
- ・ 相談対応等の概要
- ・ その他必要な資料 等

ウ 検証の方法、スケジュールについて計画を立て資料を作成する。

エ その他（検証組織の設置要綱、委員名簿、報道記事等）の資料を準備する。

2 事例の概要把握

会議初回には、検証の目的が再発防止策を検討するためのものであり、関係者の処罰を目的とするものでないこと及び検証組織の設置規程等に定められている守秘義務について検証委員全員で確認した上で、検証の対象となる事例の概要を把握する。

(1) 確認事項

ア 検証の目的

イ 検証方法（関係機関ごとのヒアリング、現地調査等による事実関係の確認、問題点・課題の抽出、提案事項の検討、報告書の作成等）

ウ 検証スケジュール

(2) 事例の概要把握

ア 事前に収集された情報から事例の概要を把握する。

イ 疑問点や不明な点を整理する。

3 事実関係の明確化

事例への関係機関の関与状況について、関係機関ごとのヒアリング等を実施することにより、事実をさらに詳細に確認していく。

(1) 関係機関ごとのヒアリング

ア ヒアリングには、検証委員の一部あるいは全員が参加することを原則とし、当該事例に直接関与した、ないし直接関与すべきであった組織の者以外の者が実施する。

イ ヒアリングの対象者は、関係機関の所属長あるいはそれに準ずる者とし、必要に応じて、事例を直接担当していた職員を対象とする。転居している事例の場合は、転居前の住所地の関係者も対象とする。

ウ ヒアリングは、状況に応じて本庁等で実施するか、あるいは、検証委員及び事務局が現地に赴き実施する。

エ ヒアリングでは、それまでに確認した事例の概要では不明な点や、事例に直接関わった機関の所属長あるいは担当職員の意見を客観的に聴取し、事例の全体像及び関係機関との関与状況をさらに詳細に把握していく。

オ 事務局は、ヒアリングの内容について記録を作成するとともに、当初作成した「事例の概要」に、追記していく。

カ ヒアリングは、個人の責任追及や批判を行うためのものではなく、再発防止に資する改善策を見いだすために行うものである。そのため、事例を担当していた職員の心理的支援について組織的に取り組むことが求められる。

(2) 現地調査

ア 児童の生活環境等を把握するために、必要に応じて検証委員による現地調査を実施する。

イ 事務局は、現地調査の結果について記録を作成する。

(3) その他

保護者が起訴された事件については、裁判の傍聴や訴訟の記録を閲覧請求することも必要である。

また、検証において必要とされる場合は、医療機関に対し医療情報の提供を求めることも検討する。

4 問題点・課題の抽出

関係機関ごとのヒアリング等により、事例の事実関係が明確になった段階で、それを基に、なぜ検証対象の死亡事例が発生してしまったのか、事例が発生した背景（家族の状況を含む。）、対応方法、関係機関の連携、組織の体制、その他の問題点・課題を抽出する。

この作業を徹底して行うことが、その後の具体的な提言につながることから、特に時間をかけて検討を行うとともに、検討に当たっては、客観的な事実、データに基づき建設的な議論を行うことが期待される。

5 提言

事例が発生した背景、対応方法、関係機関の連携、組織上の問題等、抽出された問題点・課題を踏まえ、その解決に向けて実行可能性を勘案しつつ、実行する機関名や提言への取組開始時期、評価方法等を明記するなど、具体的な対策を提言する。

なお、行政機関の対応など早急に改善策を講じる必要がある場合、検証の経過において、まず早急に講ずべき改善策について提言し、検証の全体の終結を待たずに、必要な施策を講じることも考える必要がある。

6 報告書（問題点・課題の抽出以降並行作業）

(1) 報告書の作成

ア 報告書の骨子について検討する。

イ 報告書に盛り込むべき下記内容例を参考に、それまでの検証組織における審議結果を踏まえ報告書の素案を作成する。盛り込むべき内容例としては、次のものが考えられる。

- ・ 検証の目的
- ・ 検証の方法
- ・ 事例の概要
- ・ 明らかとなった問題点・課題
- ・ 問題点・課題に対する提案（提言）
- ・ 今後の課題

- ・ 会議開催経過
 - ・ 検証組織の委員名簿
 - ・ 参考資料
- ウ 検証組織において、報告書の内容を検討、精査する。
- エ 検証組織は報告書を都道府県に提出する。

(2) 公表

児童虐待による死亡事例の検証を行うことは、その後の児童虐待防止対策に密接に関連するものであり、児童虐待防止法第4条5項において国及び地方公共団体の検証に係る責務が規定されていることから、検証結果は公表すべきである。

公表にあたっては、個人が特定される情報は削除する等、プライバシー保護について十分配慮する。なお、公表の際にはこども家庭庁に報告書を提出すること。

(3) 提言の実施状況

事務局は、報告書の提言を受けて、速やかに具体的な措置を講じるとともに、講じた措置及びその実施状況について検証組織に定期的に報告する。検証組織は、報告を受けた内容について評価する。

7 検証報告の周知と積極的な活用

- (1) 過去の検証結果からの学びを活かすことが類似事例の予防や再発防止につながることから、地方公共団体が実施する研修等で検証報告が一層活用されることが求められる。
- (2) 虐待に関わる対応を行うすべての職員に対し、人事異動や新規の配置等には配慮しながら、検証報告の周知の徹底を図り、その周知状況を定期的に確認するなど、課題及び提言の確実な実行に努めること。
- (3) 各地方公共団体による検証報告は、個々の事例に関する詳細な分析の結果や各地域における実情等を踏まえ取りまとめられたものであるから、他の地方公共団体において虐待に関わる対応を行う職員にとっても参考とすべき貴重な資料となる。類似の事例の再発防止を図るため、地方公共団体及び国の検証報告を関係職員の研修等の場で活用しながら、実際に虐待事例への対応を行っている市町村及び児童相談所の職員に検証結果からの学びを引き継いでいくことが重要である。
- (4) 管轄地域内で虐待による死亡事例等が発生していない場合においても、今後起こり得る問題として、各地方公共団体が行った検証結果を関係職員の研修等の場で周知し、活用することが求められる。

【参 考】 検証の進め方の例

検証は、下記の図のような流れで実施する。

